

Women Must Be at the Table

A Simple Suggestion to Improve Meaningful "Access to Justice"
for All Women and Girls

女性が政策形成・決定過程に積極的に関与する・・・

「司法と正義へのアクセス」を全ての女性と少女に有意義にするための簡単な提案



CSW70直前勉強会

2026年2月25日

国際婦人年連絡会 紙谷雅子

Access to Justiceって， ということ？



普通は・・・

「司法・司法制度・裁判所を利用すること」

女性には「訴訟の当事者」になる

自分の名前で訴訟をする

権利がある？

民事裁判ならば，訴える・訴えられる

刑事裁判ならば，訴えられる

日本には，訴訟当事者にはなれないけれども，弁護士・訴訟当事者の代理になることができる「変」な時代もあった

Access to Justiceって， ということ？

でも，

「正義を実現させる手段を利用できること」

というニュアンスも・・・

ということは，

裁判所で訴訟当事者となる「だけでなく」

その結果，「正義が実現した」と，利用した人たちが実感しなければ，
本当に「正義へのアクセス」があったとはいえない



JAWW CSW70に向けた2026年1月の勉強会で

石田京子先生は

「司法」の役割には

弱者・少数者の保護

憲法などで保障する権利の実現

がある

なぜならば、立法府は「多数派の支配」に弱いから

国際的な了解事項として

Access to Justice for Womenの重要性は、明らか

CEDAW

SDGs 5 and 16

UN Women's A Practitioner's Toolkit (2018)

OECD Toolkit (2018)

民事訴訟利用者調査・・・要約すると

経年的（2006年，2011年，2016年，2021年）に，

女性の利用は増加

女性は訴えることが多い → 男女の有意差はなくなりつつある

弁護士への依頼は → 男女の有意差はなくなった？

回答者の教育レベル，経済的安定度，世帯年収に関し，

男女には大きな違いが・・・

裁判の過程に関する 男女の顕著な差・・・

裁判へのためらいの理由

「裁判についての知識や経験がなく，不安」

事件の種類

男性は（相続・夫婦・家庭・過払金以外の）金銭の貸借と職場

女性は相続・夫婦・家庭の問題

相手は？

女性は「自然人」，男性は「法人」

誰に相談した？ 弁護士を依頼した？

相手との交渉・・・

直接交渉をしたかどうかには有意な違いはないが・・・

他の人に相談した割合は女性の方が高い

女性は「女性弁護士に依頼」した割合が男性と比較すると高い

弁護士に依頼しなかった（本人訴訟）は、男女ともに多くないが

男性は、自分でできる

女性は、弁護士の知り合いがいない・近くに弁護士がいない

もう一度、裁判所を利用しますか？
他の人に、裁判所の利用を勧めますか？

女性の方がどちらに関しても、**否定的**

紛争解決の役割にも疑問（2021年減少）

制度の公正さにも疑問（2021年減少）

法律の公平さにも疑問（2021年**増加**）

法律の現状対応にも疑問（2021年減少）

そして、

裁判制度の満足度も低く（2021年減少）

権利の実現に否定的（2021年減少）

女性の「司法制度への低い評価」，理由は？

女性は，女性の弁護士に依頼したい

男性は，男性の弁護士に依頼したい・・・との回答

けれども，女性弁護士の割合は，全体の**20%**

大都市に集中

ジェンダーに関する配慮，法律家養成の中での制度的な位置付け，対応がほとんどなされていない

ジェンダー・センシティブな法律家を養成する仕組みになっていない

相談しても，問題をわかってもらえないのではないか？？？

他にも，日本の場合，問題は山積み

資力がない人が訴訟で利用できるよう，「法律扶助」制度はある
が

制度利用の前提が問題

償還（借りたら返す）・・・実務の取り扱いはそうでもないが，
建前しか，説明されない

制度が十分に知られていない？

弁護士も，あまり利用したからない？

女性の法律家が数の上で多くなり，割合も高くなったら，そして，ジェンダー・センシティブな法律家が（弁護士だけでなく，裁判官や検察官，そして，司法書士など）法律関係の全ての領域で多くなれば・・・

女性たちの「司法へのアクセス」は改善し，裁判制度に満足できる？

もう一度、データを見ると、

教育レベル、経済的安定度、世帯年収に関し、男女には大きな違いがあるが、これらの属性がほぼ同じならば、男女の有意差はほぼ消滅する（ように見える）

すると、司法・裁判所・法制度に対する「低い評価」は、ひょっとして、教育レベル、経済的安定度、世帯年収などの要因がととても大きいのではないか？

もちろん、平均的に、女性の教育レベル、経済的安定度、世帯年収は、男性と比較すると、「低い」ので、女性の問題のようであるが、実際には、「経済力」の問題ではないのか？

これも「**女性の貧困**」問題！？！

そして、教育レベルは、（都道府県格差が非常に大きいことから明らかなように）**社会的な役割に関する偏見と思い込み**が原因で、「女に向かない」「苦手」という刷り込み？！？

サイド・イベント 「Access to Justice」 では

日本における「子どもの貧困と養育費」問題

それは離婚時の手続に子どもの権利保護を組み込んでいない制度設計の問題

ケニアにおけるジェンダーを理由とする暴力GBVに対する戦いとサヴァイヴァー・サポート

それは制度設計と実現における多様な声の反映

紛争後におけるGBVの無答責の現実と責任追及の問題

- ・ 原状回復と応報の正義Retributive Justice
- ・ 修復的正義Restorative Justice
- ・ 変革的正義 Transformative Justice

持続する和平には、多様な立場からのコミットメントが不可欠



1980年代，（発達心理学において）直線的な正義評価に対する異議申し立てがあった
ジェンダーに基づく社会秩序の中での別な正義の道筋，異なる声の存在可能性はジェンダーという枠組み認識に有益であった

2020年代，複数の認識枠組みが存在するという前提に立って，いろいろな声を政策形成・決定過程に活かすには，可能な限り，その場に，多様な声が届くこと，みんなが真摯に耳を傾けることが不可欠・・・

今更ながらですが、女性だけでなく、これまで発言してこなかった人がテーブルについて、積極的に意見を述べ、決定にコミットすることで、一方からは見えなかった制度の問題を他の角度から指摘し、より良い設計を実現する、そのためには、さまざまな背景の女性たちが「テーブルについている」ことという当たり前のことが重要・・・という結論の企画です。

ご清聴, ありがとうございます

